

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 5 第 8 号	受理年月日	令和 5 年 6 月 6 日
件 名	地下掘削工事についての条例制定に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>目黒区目黒 4 丁目●●●-●及び●●●-●●● 1 0 0 坪) においては、土地所有者である不動産業者によって地下 1 階、地上 3 階 (ワンルームと 1LDK のマンション全 2 3 戸) の建設が計画されています。なお当該地は第一種住専 (中高層) 地域で、高さ制限はあるものの、地下利用についての規制はありません。当該地には昨年まで RC 2 階建て住居 2 棟がありましたが、令和 5 年 1 ~ 3 月に解体工事が行われ、近隣住民は 2 カ月間、騒音・振動・粉塵に悩まされました。なお、当該地に隣接する住戸には高齢者、病人、障害者が多く、工事が及ぼすストレスにより体調を崩す人が続出しました。</p> <p>更にこの度、地下 1 階に 6 室を設けるため敷地全体を 2 ~ 3 m 掘削する計画が進められています。この掘削工事による住民の健康被害、振動と盛土の崩落により境界を接する隣地の塀が傾くこと、隣地建屋の外壁・内壁に亀裂が生じること、また私道に亀裂が入る等のリスクが懸念されています。そこで近隣住民 2 9 名は「目黒 4 丁目の住環境を守る会」を結成し、事業者に対し地下掘削を止め、地上 3 階に留める様に交渉を重ねました。これに対し事業者は建築基準法の範囲内であること、戸数が減ると転売価格 (1 棟売り) が下がることを理由に住民説明会を拒否し、7 月から工事に取り掛かることを明言しています。これに対し私達近隣住民は第一種住専地域内での大型建設機械による地下掘削工事に反対していますが、現在の法律、条例では工事を止めさせることができません。今後更に、目黒区内では土地の値上りに伴い、採算面から地下室建設を目論む事業者が続出し、これに反対する隣接関係住民との間でトラブルが頻発することが懸念されます。</p> <p>そこで目黒区民の生活を守り、安心・安全な街目黒を守るために「目黒区内の第一種住専地域において地下 (半地下も含む) 構造物を造ろうとする者は、建築確認申請を提出する前に、隣接関係住民に対し住民説明会を行い、隣接関係住民全員の同意を得ること」の条例の制定を陳情致します。私達は目黒区の条例にこの一項が加えられることにより、利益優先、住民無視の事業者が締め出され、無謀な掘削工事に歯止めがかけられる先鞭になることを期待します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>「目黒区内の第一種住専地域において地下 (半地下も含む) 構造物を造ろうとする者は、建築確認申請を提出する前に、隣接関係住民に対し住民説明会を行い、隣接関係住民全員の同意を得ること」との条例を制定すること。</p>			